



6 消安第 2240 号
令和 6 年 10 月 3 日

青森県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係
通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示につい
て

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 52 号）が令和 6 年 10 月 3 日に公布及び施行されたことに伴い、次の各号に掲げる通知について、当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、下記の事項と合わせ、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、飼料の公定規格の一部を改正する件（令和 6 年農林水産省告示第 1797 号）が令和 6 年 10 月 3 日に公布及び施行され、飼料の公定規格（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号）の備考の 3 の別表第 3 に、牛のみに由来する肉骨粉（以下「牛肉骨粉」という。）が「肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）」として追加されたところではありますが、牛肉骨粉、牛及び牛以外の畜種に由来する肉骨粉（以下「牛混合肉骨粉」という。）等を配合飼料又は混合飼料の原材料とした場合の飼料の品質につき表示すべき事項のうち、原材料名の表示については、下記 9 のとおりの扱いとしましたので、併せて御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

- 一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）別紙 1
- 二 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）別紙 2
- 三 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日

分類記号	F55-2
保存期間	10年・未設定
保存期間満了日	令和17年10月31日



付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。) 別紙 3

四 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について(平成 17 年 10 月 31 日付け 17 消安第 5656 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「BSE 検査通知」という。) 別紙 4

五 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について(平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMP ガイドライン」という。) 別紙 5

六 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について(令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「エコフィード安全確保ガイドライン」という。) 別紙 6

記

1 省令改正の趣旨

- (1) 平成 13 年 9 月の BSE 初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。)に基づき、牛、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質(以下「牛肉骨粉等」という。)を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。
- (2) その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、平成 27 年 4 月、牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料(以下「養魚用飼料」という。)への利用を再開し、平成 30 年 4 月、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開する等、順次、規制範囲の見直しを行ってきた。
- (3) 今般、我が国における BSE 発生リスクの低下等を踏まえ、牛肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料(以下「鶏・豚等用飼料」という。)への利用を再開する。

2 省令改正の概要

- (1) 牛肉骨粉等のうち、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格中、馬、豚、鶏又はうずらの項を改正する。
- (2) 牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、

動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準及び表示の基準を改正する。

- (3) 「たん白」を「たん白質」に改める。
- (4) (1)の改正を受けて、食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格中、確認済動物由来たん白質の範囲を改正する。

3 運用通知の改正の概要

- (1) 2の(1)の改正を受けて、所要の改正を行う。
- (2) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)及びその関係法令が令和6年4月1日から施行され、飼料安全法第59条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣が追加されたことを受けて、第5の6において、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

4 混入防止ガイドラインの改正の概要

2の(1)及び(2)の改正を受けて、水産専用飼料に係る規定を削り、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離することを基本的な指針として明確化する。

5 大臣確認通知の改正の概要

- (1) 2の(1)及び(2)の改正を受けて、別添13の牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料としても利用することを可能とするための規定を整備する。
- (2) 別添13の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造に当たっては、製造に従事する従業員への教育及び製造関連業務についての定期的な自己点検を行うとともに、異常が発生した場合、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は(独)農林水産消費安全技術センターに連絡し、当該異常の原因の究明、改善措置等の対応を行うものとする。
- (3) 別添2-1、3-1、4-1、5-1、9-1及び10-1の製造基準を改正し、確認済飼料のうち、豚血粉等士との混合、豚肉骨粉等士との混合、馬肉骨粉等士との混合、チキンミール等士との混合、牛血粉等士との混合、牛血粉等と豚、馬又は家きんに由来する血粉等若しくは原料混合血粉等との混合、牛肉骨粉等士との混合及び牛肉骨粉等と豚血粉等、豚肉骨粉等、馬肉骨粉等、チキンミール等、原料混合肉骨粉等又は原料混合血粉等との混合を可能とするための規定を整備する。
- (4) 2の(3)の改正を受けて、「たん白」を「たん白質」に改める等、文言

の適正化を行う。

6 BSE 検査通知の改正の概要

- (1) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項に、A 飼料とともに本省令別表第 1 の 2 の (1) に規定する確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等（以下「牛肉骨粉等」という。）を原料とする飼料を店舗に陳列していないことの確認を追加する。
- (2) BSE 発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の優先度について、A 飼料を製造し、B 飼料の取扱いがある配混合飼料の製造事業場のうち、農林水産大臣の確認を受けているものを最優先とするとともに、同一の農場において豚、鶏又は養殖水産動物を飼養している反すう動物飼養農家を最優先とする。
- (3) 本省令の施行の日から 1 年間は、反すう動物飼養農家のうち、同一農場において豚、鶏又は養殖水産動物をともに飼養する農家の全てを検査・指導するものとし、その後は、当該農家のうち、牛肉骨粉等を原料とする飼料を使用しているもの（農林水産大臣の確認を受けて飼料を自家配合するものを含む。）の全てを原則として年 1 回検査・指導するものとする。
- (4) 別紙 1 の 3 の (5) 並びに別記様式第 1 号及び第 2 号の別紙については、別途定めるものとする。

7 GMP ガイドラインの改正の概要

2 の (1) 及び (2) 及び 4 の改正を受けて、水産専用飼料に係る規定を削る等、文言の適正化を行う。

8 エコフィード安全確保ガイドラインの改正の概要

2 の (4) の改正を受けて、第 2 の 10 の確認済動物由来たん白質の定義を改正する。

9 肉骨粉の表示

- (1) 牛肉骨粉については、牛肉骨粉、ビーフミール、肉骨粉又はミートボーンミールと表示すること。
- (2) 牛混合肉骨粉（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 2 の (1) の表の馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物の項の第 2 欄のコの規定による確認を受けた製造工程で製造された豚及び家きんに由来する肉骨粉を含む。）については、牛混合肉骨粉、ビーフ混合ミール、肉骨粉、ミートボーンミール又はこれらに準じた原材料名を表示すること。
- (3) (2) に伴い、豚及び家きんに由来する肉骨粉（(2) に掲げるものを除

く。)については、豚鶏混合肉骨粉、ポーク・チキン原料混合ミール等、豚及び家きんに由来することが確認できる表示とし、肉骨粉、ミートボーンミール又は原料混合肉骨粉と表示しないこと。